

寺田局光通信サービス提供開始が決定しました

●詳しくは
市長公室情報統計係 ☎・内線1214

市は、9月4日、NTT東日本岩手支店に対して、寺田地区の光ファイバー通信サービスエリア拡大を求める要望書を提出しました。

その結果、同地区で、次のとおりサービスが提供されることに決定しました。

【提供品目】 フレッツ光ネクスト、フレッツ光ライト

【受付開始日】 9月18日(水)から開始しています。

【電話などによる申し込み・問い合わせ先】
NTT東日本 ☎0120-116116
ホームページURL (<http://flets.com/>)

【サービス拡大地域】

提供開始日	平成25年12月2日(月)
該当電話番号帯	77-1000~3999
提供地域	荒木田(第2~14地割) 帷子(第1~4地割、第6~17地割) 西根寺田(第6~24地割) 堀切(第2地割) 上関(第1~4地割)

※今回の提供開始は、該当電話番号帯の電話をご利用し、かつ、提供エリアに記載した住所となります。
※上記に記載の住所でも、サービスの提供をお待ちいただく場合や、ご利用いただけない場合があります。

平成26年の申告からの変更点にご注意ください

●詳しくは
税務課市民税係 ☎・内線1245

市・県民税、国民健康保険税の申告受け付け範囲を変更します

下記に該当する人は、所得税に関連する申告内容となるため、平成26年から、盛岡税務署の申告会場(県民情報センター「アイーナ」)で、申告するようお願いします。

- ①住宅取得控除を新規に申告する人
- ②所得額に関わらず、株式の所得がある全ての人
- ③土地の収用がある人で、その収入金額が100万円を超える人

①から③のいずれかに該当する人については、26年の市・県民税、国民健康保険税の申告会場では、原則、申告を受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

26年1月から帳簿などの保存が義務付けられます

「記帳・帳簿等の保存制度」の対象者が、26年1月から拡大されます。

■対象となる人 事業所得、不動産所得または山林所得が発生する業務を行う全ての人

※所得税の申告が必要ない人も、「記帳・帳簿等の保存制度」の対象となります。

■記帳する内容 売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先、その他相手方の名称、金額、日々

の売り上げ・仕入れ・経費の金額など

記帳の際は、それぞれの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

■帳簿などの保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

■帳簿・書類の保存期間

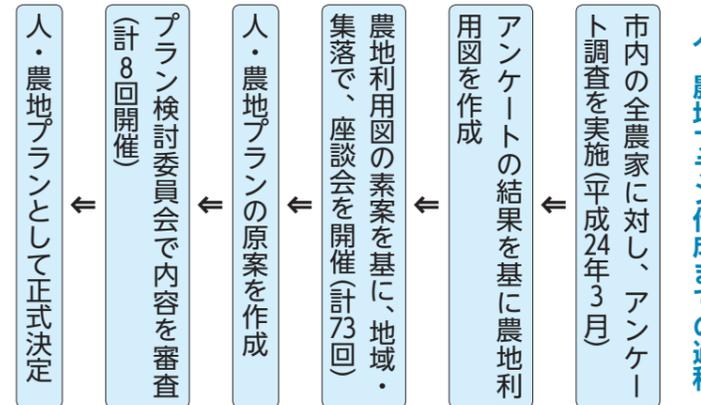
保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類	5年
	業務に関して作成または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

「記帳・帳簿等の保存制度」について詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。

また、市は、この制度に関する説明会を開催する予定です。説明会の詳細が決まり次第、皆さんにお知らせします。

人・農地プランの策定皆さんの協力で作成完了

●詳しくは
農業振興支援センター ☎・内線1294



国では、力強い農業構造実現に向け、人と農地問題解決の施策として、人・農地プラン作成制度を創設しました。この制度について、市や八幡平農業改良普及センター、JA新いわてでは、平成24年度に人・農地プラン作成支援チームを結成。市農業委員、農家組合長、認定農業者協議会と連携を図りながら、地域での座談会を開催してきました。座談会では、中心となる経営体、経営体への農地集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などを記載した

人・農地プランでさまざまなメリット

1. 新規就農者への支援
45歳未満で独立・自営就農する人で、就農直後、最長5年間まで、年間150万円の給付が受けられます(所得250万円未満の人が対象)。
2. 農地の出し手に対する支援(農地集積協力金)
①経営転換協力金…農地集積に協力し、農業をリタイアする人などに、1戸当たりの面積に応じて、協力金が交付されます。
▶0.5%以下…30万円、0.5%超2%以下…50万円、2%超…70万円
②分散解消協力金…中心経営体の農地の連担化に協力する人に対し、10%あたり5千円を交付します。
※①、②とも申請は1回のみ
3. 農地の受け手に対する支援(規模拡大加算)
農地利利用集積円滑化事業により面的に集積して、農地の受け手となる農家に対し、10%あたり2万円を交付します。

人・農地プランの原案を作成。市地域農業マスタープラン検討委員会の審査を経て、同プランの策定が完了しました。内訳は、西根地区1プラン、松尾地区1プラン、安代地区1プランの合計3プランとなります。今後は、人・農地プランに沿って、持続可能な力強い農業の実現を目指します。また、人・農地プランは、地域に新たな担い手(新規就農者や後継者)ができた時や、農業経営を継続できなくなり、農地を手放す農家が生じた時など、地域の状況が変化した場合、随時、見直すことができます。

送りつけ商法にご注意を!

近年、高齢者の人を中心に「送りつけ商法」の被害が拡大しています。

「送りつけ商法」とは、注文をしていないのに、一方的に商品などを送りつけてきて、代金を請求する販売方法です。「送りつけ商法」では、業者から下に示すような電話がかかってくる場合がありますので、だまされないようご注意ください。

「〇月〇日に注文された品物の用意ができたので、送ります」
「注文の履歴があります。住所は、岩手県〇〇ですよ?」
「あなたのために作ったので、キャンセルできません」
「忘れたんじゃないんですか?断るなら裁判を起こします」

不審な電話がきたり、頼んでいない荷物が届いたりした場合は、相手の電話番号や業者名、住所などをメモして、警察に相談してください。
詳しくは、岩手警察署 ☎62-0110)まで。



- だまされないためには
- ▶頼んでいない時は、話を聞かず、はっきりと断り、電話を切る。
 - ▶通信販売を利用した時は、きちんとメモしておく。
 - ▶頼んでいない荷物が届いたら、お金を支払わず、受け取り拒否をする。